

## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月を中心に、過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを全国で開催しています。

徳島県でも、令和7年11月20日（木）に、徳島大学総合科学部1号館301講義室において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました。

シンポジウムでは、徳島労働局中村労働基準部長から主催者を代表して挨拶し、過労死遺族の声として、高島 淳子 氏にご登壇いただき、続いて笠置 裕亮 氏（横浜法律事務所 弁護士）より「過労死・過労うつをなくすために」と題した基調講演をいただきました。最後に、松浦監督課長から過労死等防止対策などについて報告を行いました。



(徳島労働局) 中村労働基準部長

### 過労死遺族の声

私立医療センターの専攻医として働き、2022年に過労自死で亡くなられた医師の母親高島淳子さん（大阪過労死を考える家族の会・医師の過労死家族会）に登壇いただきました。



(過労死遺族の声) 高島淳子さん

高島さんは、ご子息の勤務状況について、長期間休みがなく、自死前1ヶ月の時間外労働が207時間にのぼり、長時間労働で疲れ、自死する直前には、休職しようとしていたことなどの経緯、自死した前日と当日の様子、発見時の様子を話されました。

その中で、「世の中では労災請求して、労災認定されたものだけが過労死、過労自死と言われている。過労死について労災請求することを断念した医師、遺族が数多くいる。多

くの表に出ない事例、遺族の声に耳を傾けてほしい。」、「これまで過労自死のニュースに、死ぬくらいなら逃げればいいのにと思っていたが、自己ごとになることを知った。」、「医師の過労死は個人の問題ではなく、社会の仕組み、医療環境、労務管理の問題である。」、「働く人全てが、労働法を身につける研修の機会を設けることが必要である。うつ病から過労自死する仕組みを知ってほしい。自己ごととして捉えてほしい」、「過労自死した息子の母親が語ることで、若い人に衝撃を残したい。命より大事な仕事はありません。」と訴えました。

## 基調講演

笠置氏からは、過労死・過労自死の概略の説明があり、「業種によって、過重労働は当たり前という意識がある、サービス残業によって見かけ上の残業時間を短くすることで会社に貢献しているという考えは変えないといけない」と述べられ、近年担当した2つの事案が紹介されました。

製造業での過労自死事案では、「会社には労働時間の一部しか記録されていなかったため、遺族側で会社と交渉し、パソコンの記録等入手したことで長時間労働であったことが認定された」、「会社には従業員の生命・健康を守る義務があることから、過労死を防ぐには、会社が正確な労働時間管理をしているか、業務量を減らさず記録される時間だけを少なくしていないか、などをチェックする必要がある」と述べられました。

事業場外みなし労働時間制の適用を受けながらテレワークで働き、精神障害を発症した事案では、「上司からチャットやメールで頻繁に作業の確認や指示があり、事業場外みなし労働時間制の適用要件を満たしていなかった」、「テレワークは通勤の負担軽減や勤務実態が残りやすいという良い面がある一方、長時間労働となりやすい、事業場外みなし労働時間制と組み合わされると、本来の勤務記録が活用されないという問題がある」と述べられました。

また、真の働き方改革には、正確な労働時間の把握、業務負担の分散、ハラスメント被害等の申告があった際に速やかに動ける体制が必要であり、最後に、覚えておいてほしいこととして、自分の身の守り方を知り、困ったときには簡単にあきらめるのではなく、弁護士や労働組合などを頼ろうと締めくくられました。



(基調講演) 笠置 裕亮 氏

## 徳島労働局の取組み

松浦監督課長からは、冒頭、長時間労働が原因で亡くなったり病気になったりする事態は起こしてはならないということを強調した後、過労死等防止対策推進法の理念、全国の民間雇用労働者の脳・心臓疾患に係る労災保険給付の請求件数・支給決定（認定）件数の推移、過労死等の防止に向けた行政の取組、法改正による対応の強化、相談窓口等の説明を行いました。



(徳島労働局)松浦監督課長

シンポジウムには学生、一般あわせて約150名の参加があり、テレビ、新聞でも報道されました。